記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　第七十四条の二十四第一項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額

二　第七十四条の二十四第二項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき税額

5　第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項の表の第二号若しくは第三号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第二項の規定により提供が行われた同項に規定する書類に係る電磁的記録に記録された事項に関し第百四十四条の四十八第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　第百四十四条の四十八第一項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額

二　第百四十四条の四十八第二項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき税額

6　第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項の表の第四号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第一項の規定により提供が行われた同項の表の第二号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に関し第四百八十四条第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　第四百八十四条第一項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額

二　第四百八十四条第二項の規定に該当する場合　同項に規定する計算の基礎となるべき税額

7　前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第九項」の下に「、第三百二十一条の四第七項及び第九項」を加える。

附則第三条の三第一項中「附則第五条」を「附則第四条の四」に改める。

附則第四条の四第一項中「令和四年度」を「令和九年度」に改め、「高齢者の医療の確保に関する法律をいう。」及び「一般用医薬品をいう。」の下に「以下この項及び」を加え、「の使用」を「及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。同項において同じ。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用」に、「令和三年」を「令和八年」に改め、同条第三項中「令和四年度」を「令和九年度」に改め、「高い一般用医薬品等」の下に「及びその使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等」を加え、「令和三年」を「令和八年」に改める。

附則第八条第二項中「平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「（同法第四十二条の四第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同条第七項」を「から同法第四十二条の四第七項まで」に改め、同条第四項中「平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「（同条第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第七項」を「から第七項まで」に改め、同条第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」に、「」とあるのは「」とする」を「、」とする」に改め、同条第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第四十二条の十二の五の二第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に、「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に、「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六」に、「第四十二条の十二の五」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「及び第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五」に改め、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項の次に次の四項を加える。

17　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第四項又は第五項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」とあるのは、「第四十二条の十二の七第六項」とする。

18　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の七第四項又は第五項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の七」とあるのは、「第六十八条の十五の七第六項」とする。

19　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第六項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第三項、第七項及び第十一項から第十四項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第三項、第七項及び第十一項から第十四項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」とあるのは「並びに第四十二条の十二の七第四項及び第五項」とする。

20　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の七第六項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは、「第六十八条の十五の七第四項及び第五項、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）並びに」とする。